

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 1 号 ＞

平成27年第2回沖縄県議会（6月定例会）閉会中

平成27年7月13日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成27年7月13日 月曜日
開 会 午後2時00分
散 会 午後2時25分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 社会福祉及び社会保障について（申し入れ書の提出について）

出席委員

委 員 長	呉 屋	宏 君
副 委 員 長	狩 俣	信 子 さん
委 員	又 吉	清 義 君
委 員	島 袋	大 君
委 員	照 屋	守 之 君
委 員	新 田	宜 明 君
委 員	赤 嶺	昇 君
委 員	糸 洲	朝 則 君
委 員	西 銘	純 恵 さん
委 員	比 嘉	京 子 さん
委 員	嶺 井	光 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

○呉屋宏委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

申し入れ書の提出についてを議題といたします。

申し入れ書「手話言語条例（仮称）の制定に向けた活動について」を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、申し入れ書を議長宛てに提出することについて協議した結果、意見の一致を見ることができず、赤嶺昇委員から採決によっても委員会の意思表示をすべきとの意見があり、挙手により決することで意見の一致を見た。）

○呉屋宏委員長 再開いたします。

次に、申し入れ書の提出についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 全会一致でしたらその意見も踏まえて議会運営委員会一議運にお願いし出すことができますが、ここで賛成多数で決まったとなれば、議運も全会一致が原則ですので、それでしたら全会一致になりません、厳しいですねとなります。

○呉屋宏委員長 今、その話については赤嶺委員からも出ました。もちろん出張費の件で議論をしておりますが、我々が今考えていることは赤嶺委員が言ったとおり、せつかくこの話し合いをずっと今までやってきて、それがこの場で終わってしまったら何もなかったことになるので、多数決になっても意思是表明しようと。そして、私たちの中で、どうしても今期の間の手話言語条例（仮称）をつくりたいということは一致しています。ですから、その前提としてそ

れはやりましょうということにしたいと思っていますので、御協力をよろしくお願ひします。

ほかに意見、討論はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 今期で手話言語条例（仮称）をつくるという意味は、私も同じです。それについては、ぜひ進めたいと思っております。そして、この間、沖縄県がん対策推進条例や沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例などいろいろつくってききましたが、先進地に行かなければ条例ができないということはありませんでした。ですから、視察をする、しないということと今期で条例ができる、できないという話は全く別だと思ひます。今回の問題は、議会の規則として県外の視察について明記をしている。これまでの議会の中で決められたことを「特段の配慮」で越えていく。それを文教厚生委員会が初めて出すということで、他の委員会にも波及するいろいろな問題を抱えているので、これは議運や全ての会派での県外視察について今後どうするか。必要なものがあるときには行くか。

私の考えは、例えば、米軍基地関係特別委員会はとりわけ海外の基地—ハワイでは、カメハメハ大王の遺跡があるからといってオスプレイの基地をつくらせないとかいろいろあります。けれども、特別委員会は海外に行けないということになっているらしいのです。常任委員会が4年に1回海外に行くということがありますので、大もとから議論をしていく時期にあるのではないかと思ひます。県外視察については、県民の要求や今必要だということに限って予算をしっかりとつけていくと。そして、それも委員会がどうのという話ではなくて、例えば会派の代表であってもいいなど、いろいろなやり方があると思ひます。議論もしていくということが優先されるべきだと思ひますし、「特段の配慮」というところから入るのはいろいろな不都合があると思ひます。これは私の意見です。

会派として諮りましたが、「特段の配慮」で文教厚生委員会から風穴をあけていくということについて、やはり問題があるのではないかということで、会派としては賛成できない、反対を意思表示するということで決まりましたので、そういう意見を述べたいと思ひます。

○呉屋宏委員長 ほかに意見、討論はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 今、御指摘のように共産党会派も含めて、これには厳しいということで、議運の構成員には共産党の議員も入っております。ここで割れて議運に上げて、当然議運も全会一致が原則ですので、向こうでは意思決定はできなくなります。これははっきりしております。私は全会一致でしたら出していいと思っておりますので、西銘委員も私もここを退席します。残りの皆さんが全会一致で決めてください。

○呉屋宏委員長 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 私は反対をするということを明確にしています。従来は退席をして、皆さんは海外も行ったと思いますが、私は退席できません。

○呉屋宏委員長 ほかに意見、討論はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 今、地方議会の活性化が求められている中で、私たちは約3年文教厚生委員会の委員として仕事をしてきました。税金を使って国外視察も行ってきました。その中で、先ほど休憩中にも言いましたが、インクルーシブ教育において、同じ教室内にいる子供たちの中でどの子供が障害を持っているかはわかりませんでした。あの自然な教育を見たときにすごいと率直に思ったのが実感です。今、しまくとぅばの話もありますが、子供たちに手話言語を教えるということ、手話を教育に導入していくということは非常に大事だということを改めて感じておりますので、視察に行かなければ条例ができないのかという意見もありますが、手話言語条例の制定はみんな賛成でして、今期のメンバーで先進地でどういうことをやっているのかを見ること、しかも、先ほど委員長がおっしゃったように予算を無視した話、内規を変えるという話ではなく、予算が確保できそうか調整に汗をかいてもらった中で、一応、今期の予算の中で補正を組まずして行けそうだという話があるものですから、ここは文教厚生委員会として視察をして、みんなの意見がまとまっていれば議運に堂々と投げたほうがいいと思っています。議運で共産党が反対ということになれば、それはそれでしょうがないと思います。しかし、この思いをここでとどめることはやってはいけないと思っています。先ほど特別委員会の話が出ましたが、例えば、特別委員会は国外に行けないという問題があるのでしたら、私はそっちのほうが問題だと思っています。でしたら、それをむしろ行けるような体制にする話であって、文教厚生委員会が風穴をあける役割にもむしろなるのでは

ないかと思っておりますので、私は正々堂々と議運に投げたほうがいいと思っています。

○呉屋宏委員長 ほかに意見、討論はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 議運に投げるといことが大方の見立てなので、そのときにもし委員長が参考人として意見を述べる機会があれば一つ加えていただきたいことは、我々は政務活動費で行くことはやぶさかではないと。しかしながら、職員を同行させることは政務活動費ではできないと。そのことは大きな判断基準になるのかと思いますので、それをぜひともつけ加えていただければと思います。

○呉屋宏委員長 ほかに意見、討論はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 意見、討論等なしと認めます。
以上で、意見、討論等を終結いたします。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 私は、全会一致でやってほしいという思いがありまして、それが今難しいということでしたら、私は採決には加わりませんので退席いたします。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、照屋委員退室。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。
これより、申し入れ書の提出についてを採決いたします。
本案は、挙手により採決いたします。
なお、挙手しない者は、これを否とみなします。
お諮りいたします。
本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○呉屋宏委員長 挙手多数であります。

よって、申し入れ書の提出については、可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 吳 屋 宏